

連邦大陪審の「剣」としての告発機能について

—— Indictment, Presentment, Report の各種権限を参考に ——

篠原 亘*

要 旨

合衆国憲法には、大陪審の権限として presentment と indictment が規定されている。これらにより、大陪審は「剣」（告発機能）と「盾」（告発審査機能）の二重の機能を担ってきたと解することができる。ところが、presentment の権限は、現在、連邦刑事訴訟規則にはその文言すら見当たらず、事実上廃止された状態となっている。およそ18～20世紀あたりの判例と大陪審説示ではかかる権限の重大性が指摘されてきたにも拘わらず、である。そうすると、今現在は大陪審が二重の機能を果たしていないことになる。とはいえ、大陪審は未だに二重の機能を誇る機関と説明されているのが現状である。

そこで、事実上廃止された presentment の権限同様、告発的性質を有する report を発する権限とその経緯を概観した。そこから浮かび上がるのは、実は presentment の一部の権限が report として現存しているという可能性である。つまるところ、大陪審が今現在も二重の機能を担っているとすれば、以前は indictment と presentment の権限によるそれから、indictment と report によるそれへと変わったと解する余地があるのである。とはいえ、このように解したとしても、presentment と report では告発の内容・度合いに歴然たる差があることは明白であり、したがって、大陪審の「剣」（告発）の機能は弱体化していると結論付けることができる。

目 次

- I はじめに
- II 「剣」と「盾」—— Presentment と Indictment ——
- III 「剣」としての Presentment の混乱
- IV 「剣」としての大陪審報告書 (Grand Jury Report)
- V Rocky Flats 事件
- VI 考 察
- VII おわりに

I はじめに

刑事手続の訴追段階において国民が司法参加する制度の一つとして、我が日本では検察審査会が、米国においては大陪審制度が設けられている。ところが、この両者の審査対象は、一方は不起訴処分であり、もう一方は起訴すべきとの主張である。これらの大きな違いがあるためか、両者の比較研究が進んでいるとはいいい難い状況にあるものの、この比較研究は検察審査会の発展のためには欠かせない。本稿は、検察審査会と大陪審の比較可能性を探るための前段階として、米国において長年認識・称賛されてきた二重の機能、すなわち、剣（告発機能）と盾（告発審査機能）の機能を分析するものである。

* しのはら わたる 法学研究科刑事法専攻博士課程後期課程

2016年10月7日 推薦査読審査終了

第1推薦査読者 椎橋 隆幸

第2推薦査読者 柳川 重規

かかる研究の一環として、前稿にて、大陪審の二重の機能に関する議論が混乱しており、それは、presentmentとindictmentは、主としてではあるものの、各々が「剣」と「盾」とされるべきところ（便宜上、以後「二重の機能独立説」と称する。）、時代の流れに伴い、indictmentの中に「剣と盾」の両者を見出そうとの概念（便宜上、以後「二重の機能混合説」と称する。）が生じたことに起因する可能性を指摘した¹⁾。

そこで、今回は、二重の機能独立説からみた大陪審の二重の機能、とりわけpresentment権限を核とする告発機能について考察することとする。これは、二重の機能混合説を否定するものではなく、あくまで、同説に立った上での告発権限の考察については他稿に期する、という程度のものであることをあらかじめ断っておく。なお、かかる前提は本稿全体に及ぶものとする。

II 「剣」と「盾」

—— Presentment と Indictment ——

合衆国憲法制定のはるか以前から存在し、その歴史上果たしてきた役割の重要性ゆえに、大陪審起訴を行う大陪審は、犯罪行為を訴追する「告発者団体」としての役割と、行き過ぎた刑事手続から守ってくれる「市民の保護者」としての二重の機能を担うとされ²⁾、犯罪を訴追するとともに市民の保護をも同時に行う「剣と盾」いう言い回しが繰り返して用いられてきた³⁾。今なお、合衆国最高裁判所がかかる姿勢を崩すことはない⁴⁾。

これら大陪審の権原は合衆国憲法第5修正である。すなわち、「何人も、大陪審のpresentmentまたはindictmentによらない限りは、死刑に相当する罪、またはその他の重罪につきその責めを負わされはしない」⁵⁾のである。（下線筆者加筆。）

以下、このpresentmentとindictmentの概要を簡潔に見てゆくこととする。なお、内容上の理由により、indictmentから説明することとする。

1. Indictment

このindictmentとは、大陪審の起訴・起訴状を指すのであり、犯罪行為を行った人物を起訴するためのものである⁶⁾。主として検察官が大陪審に(bill of) indictmentを提示することで告発(charge)し、大陪審は、その告発を支えるのに十分な証拠があるか否かを審査(review)する。そして、その告発が十分な証拠に基づいていると判断された場合、(bill of) indictmentが回付(return)されることで正式な起訴状(true bill)として承認され、一方で、十分な証拠がないと判断された場合にはindictmentは棄却(no bill)されなければならない。なお、この、検察官によって起草されたindictmentは、古くは、ラテン語を用いて、文語体(formal language)で羊皮紙に書かれる⁷⁾などしており、非常に格調高いものである。

2. Presentment

上のようなindictmentに対して、presentmentとは、他者や大陪審員自身らの知見に基づく事実や捜査によって明らかになった事実を基に、大陪審員らが自らの主導で行う起訴のことを指すものとされ⁸⁾、つまるところ、検察官による事案の提起(告発)が介在しない点に大きな特徴がある。その手続きは、第一に、大陪審員らが、専門用語を使わずにpresentmentを作成し、それを裁判所に提出することで告発(charge)を行う⁹⁾。次いで、presentmentで申し立てられている告発内容の中に犯罪行為に該当するものが含まれる場合、その告発を基に、裁判所の官憲によりpresentmentが再度起草し直され、indictmentへとその姿を変える¹⁰⁾。ゆえに、presentmentは、indictmentの訴状の形式を採らない、あらゆる犯罪についての通知書であり¹¹⁾、indictmentを作成せよとの指示書¹²⁾との位置づけになっていた。この意味において、indictmentが「大陪審起訴」であるならば、起訴という効果を生ぜしめないpresentmentは「大陪審告発」と称することもできよう。

indictment と presentment は古くは以上のような関係にあった。presentment がひとたび indictment になってしまえば以後の手続きは同じであるので、両者には、事案の提起（告発）が検察官によるものなのか、それとも大陪審自身によるものなのかという違いしか見受けられない。ゆえに、第5修正にも、“presentment or indictment”と規定されたのであろう。

ところが、今現在、その権限の地位という観点からみると、presentment と indictment には大きな違いが存在している。

Ⅲ 「剣」としての Presentment の混乱

presentment は合衆国憲法に明確に規定されているものの、結論から述べると、かかる権限（手続き）による起訴は現在の実務上行われておらず¹³⁾、したがって presentment の地位は不明確なものである。そこで、かかる権限についてみてゆくにあたり、まずは連邦刑事訴訟規則に着目することとする。

1. 連邦刑事訴訟規則

1946年に施行された連邦刑事訴訟規則7条は、第5修正上の保障を現代的な形式で再度規定したもの¹⁴⁾とされる。連邦制度上、大陪審の起訴を受ける被告発者の権利は、この両規定により確立・定義される¹⁵⁾。以下、関連条文を見てゆく。

連邦刑事訴訟規則7条(a)¹⁶⁾

「重罪につき、(A) 死刑、若しくは、(B) 一年以上の懲役に相当する犯罪（裁判所侮辱罪を除く）につき公訴を提起する場合、大陪審起訴(indictment)によらなければならない。」（下線部は筆者が加筆。）

連邦刑事訴訟規則7条(c)¹⁷⁾

「(1) 総則。 大陪審起訴状(indictment) 又は 検察官起訴状(information) は、簡潔かつ告発された犯罪を構成する本質的な事実を明確にした文書でなければならない、連邦検察官の署名がなければ

ならない。」（下線部・括弧は筆者が加筆。）

これら連邦刑事訴訟規則では、presentment と indictment の両者を含む第5修正が基礎とされたにも拘わらず、(a) と (c) の両者ともに presentment による大陪審起訴については言及がなされていない。更に、留意すべきは、information（検察官起訴）も同様のことが言えるが、indictment により起訴する際には、検察官の署名がないと起訴状を発付することができない。これは、「検察官が事案を提起（告発）する手続きが indictment である」との連邦刑事訴訟規則制定以前の実務に関する歴史に鑑みると当然のことであろう。以上のことから察するに、連邦の実務においては、歴史的経緯もあり、行政部門が訴追機能を独占することが前提とされるようになり、それゆえに presentment の規定が設けられなかったのであろう¹⁸⁾。連邦刑事訴訟規則の注釈においては、presentment はもはや時代に遅れ、その使用が認められない手続き¹⁹⁾とまですら述べられている。

以上のことから、一見すれば、憲法制定当時を用いられていた presentment は既に失われてしまったとするのが大半の見解となるであろう。そこで、次節にて、いつから、どのような理由にてかかる状況に至ったのかを簡潔に概観することとする。

2. 判例・大陪審説示

連邦刑事訴訟規則が制定されるよりもはるか以前、アメリカ（合衆国）がイギリスの植民地地下にある時代から18世紀の終わりまで、presentment の権限は、政府官憲の犯罪行為を告発することなどを目的として頻繁に使用されていたという²⁰⁾。そこで、大陪審の密行性を理由に大陪審の活動や審議内容等の公表がほとんどなされないことからその数は少ないものの、判例と、裁判所から大陪審に対してなされる大陪審説示を通して、当時の presentment の位置づけを見てゆくこととする。

【Wilson 裁判官の大陪審説示（1790年）】²¹⁾

1790年、James Wilson 裁判官は、巡回裁判所での大陪審説示で次の通り述べている。

「諸君らは、……合衆国憲法の名の下に招集されたのである。諸君らの義務は、政府の強化と活動を尊重しつつ、他方で人民の利益と安全を尊重することである。犯罪者を見つけ罰しようと熱心になり、それと同時に無辜を保護しようと真摯に努めることになる。いずれに關しても、懸命に調査した上で正当な presentment を提出することは、当然の権利であることに疑いはなく、熱心に取り組んだことの証となるであろう。」（一部抜粋。）

この説示では、大陪審の伝統的な二重の機能を果たすべきことを確認し、その責務を遂行するには presentment の権限が必要であること、加えて、それ以上に当然の権利たることまでもが明言されている。この点、かかる大陪審説示が、presentment の規定を含む合衆国憲法が制定されたわずか2年後に為されたものであることから、かかる説示にみる presentment の地位と憲法上の presentment の地位にかい離が見られないことは至極自然であろう。

【Chase 首席裁判官の大陪審説示（1868）】²²⁾

とりわけ政府の役人を取調べる権限を大陪審が有することを踏まえ、大陪審の presentment の権限を広く肯定したと思われるのが Chase 裁判官による説示である。

「諸君らは、宣誓をする以上、妬みや憎しみ、反感による告発を行ってはならず、また、恐れや好意、情実ゆえに告発しないといたした事態を生ぜしめないようにするという最も厳粛な義務を負っている（一部省略）。諸君らが、考慮に欠け、十分な注意を払わずに捜査を行うなどして、上の義務に反することなどあってはならない。検察官が自身ら（大陪審員ら）に提起する事案について判断を下すだけで満足してはならない。特定の犯罪について情報を有する大陪審員が事案を提起する場合もあるのである。諸君らの権限と義務は一段と踏

み込んだものである。諸君らは、自分たちが判断を行う上で適切な情報を有していると思料される政府の役人やその他の者らを召喚し、尋問することができるのであり、また、そうしなければならないのである。」

この説示においても、不当な告発を防ぎ、正当な告発を行うべきとの二重の機能を担うべきことが確認されている。その上で、検察官により提起される事案のみならず、大陪審員自身らで事案を提起するための権限についての説明がなされている。つまるところ、indictment のみならず presentment の権限を当然に有していること、そればかりか、presentment を積極的に行うことが義務であるとさえ述べられているのである。

これまで見てきたのは、presentment に対して肯定的な説示であったが、実のところ、この19世紀中頃以降、大陪審制度そのものへの批判が高まるにつれて²³⁾、presentment の権限の地位も揺らぎ始める。

【Field 首席裁判官の大陪審説示（1872）】²⁴⁾

上の Chase 裁判官の説示からわずか4年後になされた Field 裁判官の説示において、presentment は、既に上の説示とは異なる様相を見せている。

「Presentment は、専門的な形式が必要とされる点、また、通常は、検察官から何らかの訴状（事案の提起）を受けることなしに、大陪審が自身らの知見や自身らへ提示された証拠に基づいて為すものである点において indictment とは異なる。Presentment とは非公式的な訴追（informal accusation）であり、一般的にはその指示に基づいて indictment が作成されるものである。かかる訴追形式が使われなくなってしまったのは、今日、一般的には、検察官が大陪審につき添い、大陪審の捜査に助言をするといった実務が確立したためである。」（括弧内は筆者が補足。）

これは、一見すると、単語の定義をした上で現状の実務を解説しているにとどまるとみることができる。しかしながら、大陪審説示がその任期の

開始時になされること、専門家たる裁判官から大陪審員という素人に対してなされる点を考慮すると、Field 裁判官は、職業検察官の存在により presentment が廢れたことを強調し、あらかじめ大陪審員らによる presentment の使用を牽制する意図を含んだ上でなしたものとみることもできよう。

【Fisbie v. United States (1895)】²⁵⁾

本件は、大陪審起訴状 (indictment) に大陪審長の署名がなく、したがって、“true bill”としての承認が欠けるとの異議が申し立てられたものの、かかる瑕疵は重大でなく、大陪審起訴の効果に影響を及ぼしはしないとされた事案である。その判旨は次の通りである。

「連邦法上、そのような（大陪審長の署名による）承認や認証を法的に義務付ける命令規定はないので、かかる争点については一般原理に基づいて判断すべきである。確かに、母国において、少なくともかつては、『承認は indictment の一部分であり、それをもってして完成する (King v. For, Yel. 99.)』とも言われており、そのような承認や認証が必要不可欠であったことは認められ得る。しかし、合衆国における一般的な実務は、大陪審に対して誰がどのように事案を提起しようとも、大陪審は、犯罪と主張されている事柄の捜査を行い、容疑をかけられた当事者を公判に付すことを正当化するに足りる証拠があると判断した後は、正式な起訴 (formal charge)、大陪審起訴 (indictment) の準備を命ずるというものである。ゆえに、大陪審がこれらの告発を裁判所に回付したという事実それ自体が承認をしたことの証なのである。」（下線は筆者が加筆）

この判示における「誰がどのように事案を提起しようとも」との文言に、「大陪審員が自身らの知見に基づいて事案を提起する」もの、すなわち、presentment だけは含まれていないと解するのは困難であろう。そうすると、presentment についても、大陪審が告発を行ったということ其れ自体

が重要なことであり、かかる効果として、indictment の準備が行われなければならないとするのが「一般原理」と考えたものといえよう。

【Hale v. Hankel (1906)】²⁶⁾

Hale v. Hankel は、大陪審の面前での証言を拒否したとして証人が裁判所侮辱罪に問われた事案であるが、証人の特権のみならず、大陪審による正式な起訴の必要性、大陪審による証人の召喚などの重要な争点にも検討を加えた重大な事案である。法廷意見では、さまざまな判例・事柄が多数引用され、presentment を行う権限の歴史的根拠が強調されている。その判示を一部次に抜粋する。

「最古から行われてきた大陪審長の宣誓によると、Shaftesbury 伯爵の裁判、8 Jow. St. Tr. 769 でも見られるように、大陪審は、自分自身の意思それのみに基づいて活動する法的権限を有していることが示されている。この宣誓は、『諸君（各陪審員）らは、告発の役務を担うに際して、自身が知るところとなる物事などについて、懸命に捜査し、真の presentment を行う』というものであった。そして、この宣誓は、今日まで実質的に変わらない。もちろん、私人による告発と自身らの知見に基づく告発の2つの場合の名称には違いがあった。私人による告発の場合、大陪審の活動は、大陪審による審査を求めて彼らに提示される indictment において形になるのであり、自身らの知見に基づく告発の場合には、presentment において形になるのである²⁷⁾。」（一部省略、括弧内は筆者が加筆。）

「United States v. Hill においては、presentment 及び indictment は、同じ一つの行為であり、indictment は presentment を修正したものに過ぎないとみなすべきこと、このアメリカ合衆国においては、検察官によって刑事手続を開始するにはふさわしくないと思料された presentment は、手続きから外され、看過されてきたことが Marshall 首席裁判官により指摘された。」

「アメリカ合衆国において presentment は使用されなくなってしまったが、自身らの知見や自ら入

手した情報による関心に基づき、調査した結果を indictment に組み込むという大陪審の実務は未だ広く受け入れられている。イギリスの初期の手続きも同様であったかに関して疑問が残るかもしれないが、公に選任される州の官憲が公訴を行うとする我が国の実務は、合衆国憲法の採択以来完全に定着したものとなった。現代の実務を熟知している当裁判所の Wilson 裁判官は、ペンシルバニア大学の学生の前で行った講演において、次の通り述べている。『大陪審は、自分たちに提示された告発状 (bill) や検察官が彼らに提示した証拠に限り捜査を行うものと思われてきた。しかし、このように捉えるのは狭きにすぎるのであって、大陪審員の果たすべき義務と彼らに置かれる信頼の観点からすると不十分である。大陪審は、検察官や裁判所に任命されるのではなく、政府と人民に任命されるのである。加えて、政府と人民の両者にとって重要なのは、一方では、検察官が担当したか否か、専門的技術を用いて記されたものか否かに関係なく、あらゆる犯罪が法の非難たる刑罰を受けなければならない点であり、もう一方では、正規の形式で、法的に統制のとれた組織の訴追者により強い非難が無辜に向けられた場合に、十分なる捜査に基づいて、不当な侵害を受けないことを保証する法により無辜が保護されるべき点である。』

「一般訴訟裁判所 (court of common pleas) の裁判長たる Addison 裁判官による1791年の大陪審説示の際に、(次の文言が) 使用されている。『大陪審が、自身らや他者の知見、または証人の尋問から、カウンティにおいて何らかの犯罪が発生したことを知り、その犯罪について indictment が自身らに提起されていない場合、州の訴追を担当する官憲にその犯罪について知らせ、indictment を自身らに提起するようにと要請することは大陪審の職務である。また、官憲らがその要請に応じず indictment を提起しなかった場合、特定の書式か否かを問わず、犯罪となる事柄を裁判所に提示す

ることも彼らの職務である。これが presentment と称されるものである。』これらの文言から見て取れる、当時普及していた大陪審の責務に関する実務からは、自身らの個人的な知見のみならず、証人尋問から得た知見などをも根拠とした presentment をすることも可能であったということである。」

「Blaney v. State (74 Md. 153, 21 Atl. 547) において、裁判所は、『大陪審の機能に限度はあるものの、当メアリーランド州では、大陪審は完全なる糾問的権限を有しているのであるから、たとえマジストレイトによる予備審問がなくとも、また、裁判所や州の検察官が事案を大陪審に提起せずとも、法律と自らの意思に基づいて犯罪を起訴することができる。』と述べている。(これは、メアリーランド州に限ることではなく)、連邦の下級審も同趣旨である。」(括弧内は筆者が追加。)

3. 小 括

以上、大陪審の presentment の権限に関連する判例と大陪審説示のいくつかを概観してきたが、基本的には presentment の権限を肯定するもの、肯定するにとどまらず、これが大陪審の義務であるとするものが多数見受けられた。初期の、とりわけ Chase 裁判官の説示が大陪審の二重の機能を改めて確認した上で presentment に言及していることから、やはり、indictment のみならず presentment を行うことこそ、大陪審が二重の機能を果たすことになるとの考えに基づいていることが見て取れよう。

とはいえ、Field 首席裁判官の大陪審説示に見て取れるように、presentment に否定的、若しくは、廃止されたとの主張も比較的早い段階からなされてきたこともまた事実であり、まさに混乱期といえよう。そして、この混乱の結末は、上で見たように、憲法に規定が残っていることは別にして、もはや presentment の廃止なのである。

これらの点を、二重の機能独立説 (presentment

と indictment は、各々が「剣」と「盾」とされるべき)の立場から考慮すると、事実上 presentment が廃止されてしまった今、必然的に大陪審の二重の機能は失われてしまったとの結論に至る。この点、そのような連邦の裁判所の判断が未だない点とうまく符合しないようにも思われるが、これは、単に合衆国最高裁判所が明示的に判断していないだけで、やはり実際には大陪審の二重の機能は既に失われているとみることができる。当然、二重の機能独立説それ自体が誤りである可能性を除けば、である。しかし、安易に結論を導かず、更なる検討を加えたい。

二重の機能を考察するに際して真に考慮すべきは、「剣」と「盾」の本質といえよう。大陪審の最大の意義は、市民に害をなす犯罪等を剣にて「告発(剣)」し、一方で「告発を審査(盾)」することにより官憲から市民を守ることである。つまり、二重の機能の本質とは、大陪審の「告発」と「告発の審査」である。そこで、本稿の趣旨に沿って、大陪審の「告発」という剣の権限を presentment に限定せず意味内容的に広く検討すると、新たな示唆が得られるように思われる。この際に検討対象となるのが、犯罪には至らない不正行為等を世に「告発」する大陪審報告書(Grand Jury Report)である。

IV 「剣」としての大陪審報告書(Grand Jury Report)

1. 大陪審報告書の概要

大陪審が起訴・不起訴の判断を主たる責務とすることは周知の通りである。当然、警察・検察による捜査、もしくは自らの捜査を経て、審査対象者が犯罪を行ったと疑うに足る相当な理由がある場合には大陪審起訴し、相当な理由に満たない場合や犯罪を行っていないことが明らかになった場合には不起訴の処分をする。しかしながら、捜査、とりわけ大陪審が自ら行う過程においては、犯罪ではないが、その妥当性に疑問が残るような

捜査対象者の行為が明らかになることもある。このような不正・不当な行為に関する捜査結果をまとめ、自身ら大陪審を招集した裁判所に提出する報告書が大陪審報告書(grand jury report)と称されるものである²⁸⁾。これは、indictmentと同様に、裁判所に受理されると公式記録(official record)となり²⁹⁾、開示対象となる。したがって、大陪審報告書を発するという事は、不正・不当な行為を正式に世に「告発」することなのである。

現在の連邦の実務上、大陪審報告書を発する権限は、注釈付合衆国法律集タイトル18の3333条に明記されている³⁰⁾ものの、特別大陪審しか行使できない³¹⁾上に、報告書では至極限定的な事柄しか取り扱うことができない。すなわち、第一に、組織犯罪活動に関連する部署に任用された公務員・公的機関従事者による犯罪ではない規範逸脱行為(noncriminal misconduct)、不正行為(malfesance)、失当行為(misfeasance)についてであり^{32), 33)}、第二に、大陪審の担当管轄内の組織犯罪に関連する事柄について³⁴⁾のみである。

このように、大陪審報告書とは、今でこそ、政府機関や公務員の公務行為・活動に批判を加えることを目的としたものである³⁵⁾ものの、時代を少し遡ると、コミュニティにおける何らかの不健全な状況に、道徳的非難・民衆の怒りをぶつけ、そのような望ましくない行為・状態を修正することを主たる目的としたもの³⁶⁾と定義されることもあり、報告書にて取り扱うことのできる内容は、時代とともに縮小してきているようである。かかる変化こそあるものの、大陪審報告書が犯罪者に裁きを受けさせることを目的になされるものでなかったことだけは明確といえよう。

2. 大陪審報告書と presentment

犯罪の訴追を目的としない点が最大の特徴であると言及したが、実はこの大陪審報告書は、犯罪の訴追を意図した presentment と深く関連するどころか、presentment の一部であると考えられる見解

がある³⁷⁾。とりわけ、犯罪には至らない不正行為 (misconduct that fall short of a crime) で公的機関や公務員を告発 (charge) する大陪審報告書は、presentment の一部と思料・分類される傾向が強い³⁸⁾との指摘もあるものの、かかる報告書はまさに連邦刑事訴訟規則に規定されている大陪審報告書そのものである。そのためか、presentment を「大陪審報告書とも称される」ものと表現し、ほぼ同一視する裁判例も見受けられる³⁹⁾。

これは一体どういうことであろうか。上で見てきたような、犯罪者を訴追することを意図した presentment と、そうではない大陪審報告書との間には明確な違いがあるように思われる。現に、アメリカ合衆国憲法には“presentment または indictment”と規定され、連邦刑事訴訟規則には“indictment”と“report”の各々の規定が設けられており、これら3つの権限が別物であることを示している。

そこで、次節では、かかる混乱の様子も含め、大陪審報告書の概要を理解すべく、その歴史的経緯をみることにする。

3. 歴史上 presentment に包括されていた大陪審報告書

歴史上、大陪審報告書が活用され始めた正確な時期や取り扱うことのできる内容・範囲については定かではない⁴⁰⁾。しかしながら、古くは17世紀後半のイギリスにおいて、既に大陪審報告書は一般の実務となっており⁴¹⁾、大陪審が王室官憲らの不正行為を調査したり、コンスタブル (奉行) や裁判官に対する批判を為していたといわれる⁴²⁾。

1697年、エセックスカウンティの大陪審は、カウンティの検視官が、自身の指示 (検視結果と思料される) に従わずに大陪審が評決を下したことを理由に、その大陪審に対して迷惑行為を行ったとして、また、7名の治安判事らが、令状の発付、年季奉公契約書への署名などに対して過度の報酬を要求したとして、これらを告発 (present) し

た⁴³⁾。

また、1744年、ノーサンバーランドの大陪審は、競馬の過剰な増加を防ぐための有益法 (salutary law) が施行されていないことや、鬪鶏が国民の怠惰をあおっていると指摘し、これら不正な行為の主催者・興行主を全て告発 (present) し、治安判事にこれらの者たちを訴追するよう命じた⁴⁴⁾。

ここまでは、上で説明したような、訴追を目的とした純粋な presentment ということができ、大陪審報告書とは別論だと主張も可能である。しかしながら、次のような事例ではどうとらえるべきであろうか。

1678年、グロスターシャー州の大陪審は、「浮浪者や物乞いが著しく増加し、それにより住民への迷惑行為となり、苦情が生じている」こと、そして、それらが「かかる業務の委託を受けていた官憲らの怠慢のせいである」こと、そして四季裁判所 (Quarter Sessions) にその改善策をも“present”した⁴⁵⁾。これに対して同裁判所は、かかる問題に関連する全てのコンスタブルと小役人らに対して、直ちに浮浪者と怠惰な者らを刑に処す法律により対応 (cause) するようにとの命令を発するということ、当該大陪審が提示した改善策を採用することで事態に対処したのである⁴⁶⁾。この一連の手続きにおいて、大陪審のなした“present”が、いわゆる起訴することを目的とした、いずれ indictment へと姿を変える純粋な presentment でないことは明白であろう。

更に、当時の大陪審の実務はこれのみに留まらない。例えば、酒類販売者等が不正な計量器を使用したといった事柄⁴⁷⁾や道路や橋、監獄、その他のカウンティの不動産が適切に補修されていないことなどに関連しても役人への presentment を行っていた⁴⁸⁾。

この当時、大陪審は、地元行政に関する下級役人の行為を捜査し、政府役人の犯罪ではない作為・不作為を批判するために presentment を行っており、政府の汚職・腐敗と闘うことに傑出した機関⁴⁹⁾

とも評されるようになった。

そして、その評価ゆえ、イギリスから植民地下のアメリカに大陪審制度そのものが移植されたのと同様、報告書を発する実務も各植民地に引き継がれた。とはいえ、アメリカの大陪審は、イギリスの植民地政策に対するコミュニティの不満が募るにつれ、刑事法執行の枠を超え拡大するようになり、アメリカにおける王家役人への批判を行うため頻繁に *presentment* を用いたのみならず、植民地の重要な政府機関へと発展した⁵⁰⁾。

例えば、1688年のニューヨークでは、ある大陪審が、宿屋を営業している者のみしか酒類を販売してはならないとの提言を *present* したり、ハイウェイの修繕などの州の所有物の問題についても *presentment* を行った⁵¹⁾。また、ニュージャージーの大陪審は公共の事柄に対しての *presentment* をしたのであり⁵²⁾、ヴァージニアでは、植民地の行政に対する自身らの見解を *presentment* によって社会に示すことが一般的な実務となっていた⁵³⁾。

このように植民地の行政的役割を担うとともに、一方では、刑事訴追に関しても、適切な刑事訴追をすべく、王家役人と頻繁に争っていた⁵⁴⁾。有名な John Peter Zenger への刑事訴追に関しても、訴追せよとの王家からの圧力に屈することなく大陪審起訴状の発付を退け、一方では王家が起訴することを頻繁に拒絶してきたイギリス軍兵士などの王家役人を刑事訴追 (*criminal presentment*) していたのである。

4. 考 察

以上のことから2つのことを指摘しておきたい。

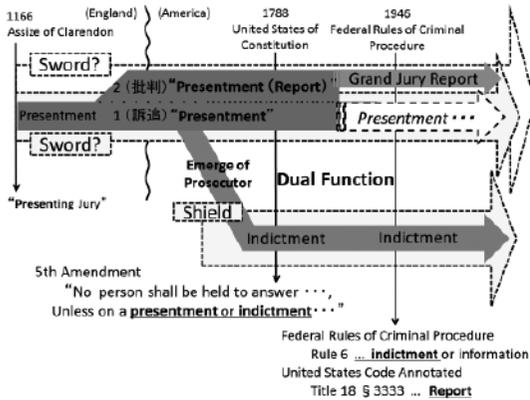
一つ目に、“*presentment*”と大陪審報告書の関係である。イギリスにおいても、植民地下のアメリカにおいても、大陪審が大陪審報告書を発付するという実務が行われてきたことがうかがい知れる。これらの事例によると、今現在の実務のような“*issue report*”ではなく、“*present (ment)*”の文言が使用されていたことから、名称も含め、厳

密な区別がなされてこそのいなかったものの、その性質上、①訴追という効果をもたらす *presentment* と、②コミュニティ内の改善等を目的として国家やその役人らの批判を行う *presentment* があったことを指摘することができる。②の *presentment*こそまさに前節で述べた今現在の大陪審報告書 (*grand jury report*) のことである。

当然ながら、これら両者の区別は結果論である。大陪審が裁判所に告発を行い、その結果犯罪を構成する行為である場合には①の *presentment* に、構成しない場合には②の *presentment* になるだけの話であろう。なるほど、捜査や調査の段階においては、コミュニティ内の不適切な状況の原因や、対象となる行為が犯罪を構成するか否かは不明であり、捜査が終了してみないとわからないというのが実際のところであろうし、両者は同一の大陪審による捜査から派生することもある。また、犯罪行為を行った者の起訴という効果の有無でこそ大きく異なるものの、②コミュニティ内の改善等を目的として国家やその役人らの批判を行う *presentment*、すなわち、今でいう大陪審報告書も、不当な状況・行為を世に広めるという広義の「告発」行為を行うものである。これらの点に鑑みると、*presentment*と大陪審報告書 (*grand jury report*) が同一視されたり、内包されるとする理解があることにも納得がゆく。

ただし、“*presentment*”が合衆国憲法に規定されている一方、大陪審報告書 (*grand jury report*) の憲法規定はなく、また、*presentment* が結果的に具体的な刑事訴追に至ることを想定したものであるから、犯罪訴追を意図してはいない大陪審報告書とは区別されて然るべきとする見解⁵⁵⁾がある通り、今現在となつては、*presentment*と *report* の2つの文言を同一視するのではなく、区別すべきであろう。②の批判を目的とした当時の *presentment* を“*presentment report*”と称する論者⁵⁶⁾もあり、混乱を生じさせないためにはかかる呼称を用いることも有効であろう。したがって、

図1 大陪審の二重の機能（「剣」と「盾」の経緯）



(出所) 筆者作成

本稿において、以後は、当時の「訴追のみならず、改善・提言等を目的として批判する presentment」のことを“presentment report (告発報告書)”と称することとする。(以上の権限の推移につき図1を参照のこと⁵⁷⁾.)

そして、ふたつめとして、二重の機能に関する2つの理解である。

第1の理解は、Ⅲ3小括にて述べた通り、presentmentが「剣」であり、indictmentが「盾」であるとする二重の機能独立説に立てば、憲法規定を除いては presentment が既に失われてしまった現在、合衆国最高裁判所による明示的判断はないものの、大陪審は事実上二重の機能を失っているとする理解である。

他方で、上で指摘した通り、合衆国憲法の制定時、“presentment”という文言には、起訴という効果をもたらす純粋な presentment (大陪審告発) と presentment report (告発報告書) の両者が含まれていたことが判明した。ゆえに、起訴を目的とした純粋なる presentment (大陪審告発) が失われたとしても、依然として presentment report (告発報告書) は grand jury report (大陪審報告書) と名前を変えて存在しているのであって、「剣」としての“presentment”の機能は完全には失われてい

ないといえる。このように捉えた場合には、現在の大陪審報告書にて取り扱うことのできる内容が presentment におけるそれと比して著しく縮小されたとはいえ、大陪審は今現在も二重の機能を担っているとする理解も決して不可能ではない。なお、合衆国最高裁判所が未だ大陪審の二重の機能を否定していない現状には、かかる第2の理解の方がたやすく合致するであろう。

V Rocky Flats 事件

本章では、比較的近年の連邦制度上の事例である Rocky Flats⁵⁸⁾ 事件を取り上げる。

本件は、連邦環境犯罪につき、起訴できないとの連邦検察官の結論に反し、ともに捜査に当たった特別大陪審が、関係者数名を訴追すべき旨の文書の提出、すなわち、presentment を行ったのである。この presentment は、現在の実務上、如何なる位置づけになり、如何なる効果を有するのだろうか。前章までにおいて述べてきた、大陪審の indictment, presentment, report の各々権限への理解を踏まえた上で、今現在の連邦制度の実務について確認することとする。

なお、本稿の趣旨に照らせば、主として見るべきは本件判示VAの判示部分となる。しかしながら、presentment と深い関係を有する現在の大陪審報告書が、公務員等の不正行為等に限らず、コミュニティの一般的事柄等にまでその射程が及ぶのかなど、判示全体を通して詳細なる検討が行われており、資料的価値の意味合いもかねて、この機会に本稿において事件全体を詳細に紹介することとする。

1. 事案の概要

1989年8月1日、特別大陪審89-2 (以下、特別大陪審もしくは大陪審とも称する) は、コロラド州ジェファーソンカウンティの Rocky Flats 核兵器工場 (以下 Rocky Flats) で発生した可能性のある連邦環境犯罪を捜査するため名簿から選任され

た。

3年に及ぶ捜査の後、コロラド地区の district attorney は、Rockwell社と Rocky Flatsの経営者を刑事訴追するのに十分な証拠がそろっているとの結論に至った。

しかしながら、連邦検察官 (U. S. Attorney) は、Rocky Flatsで Rockwell社に雇用されていた者らとエネルギー省 (DOE) の職員数名に対する大陪審起訴は、訴追するには法的根拠が十分でないとの結論を示した。1992年3月24日、特別大陪審は、任務の終了に伴って解任されたことに基づいて、検察官に提起されていた Rockwell社、Rockwell社およびエネルギー省の両幹部らの訴追を主張する indictment、及び、それらを Presentment と称される文書に構成したものを裁判所に提出した。連邦検察官は大陪審らが提起した indictment への署名を拒否した。特別大陪審は、indictmentに加えて、自身らの捜査結果 (report of it's findings) (以下「本件報告書」と称す) も同様に提出した。1992年3月26日、Rockwell社と合衆国司法省は答弁協議の締結へと至り、その結果、Rockwell社は Rocky Flatsでの業務に関連する連邦環境法違反を含む10の刑事訴追に対して有罪答弁を行った。

Rockwell社が有罪答弁を行い、裁判所が本件報告書 reportを受け取った1992年3月から、1992年の9月まで、当裁判所 (district of Colorado) は、特別大陪審に関連する多くの文書、議事録、記録、及び、機密資料を検討し、特別大陪審の報告書の内容の詳細な分析に多くの時間を費やした。当裁判所は、1992年9月25日、当該特別大陪審の報告書は、大陪審報告書を公表するための法的基準を満たしていないとの結論に伴い、特別大陪審の報告書を公文書 (public record) として申請 (file) することを禁ずる命令を出した。その後数週間に渡って、誰であるかは確認できてはいないものの、特別大陪審の数名が、陪審員ではない者に対して、審議内容等を漏らしていたようである。そのことについては事実か否かは不明であるものの、そう

仮定して話を続ける。9月の下旬か10月に、陪審員ではない者らが、1992年1月24日付けの Rocky Flatsに関する大陪審の報告書らしき文書を所持するようになったのは明白だからである。その文書には、特別大陪審の陪審員が Rocky Flatsに関して記した所見と提言を抜粋したものが記されていた。

1992年10月、Denver Publishing Company と KUSA-TV は共同して、当該特別大陪審の報告書 (“report”), “indictment” の形式で記された文書, “presentment” の形式で記された文書を含む種々の大陪審に関連する文書の開示を申請した。

2. 判決要旨

II. 大陪審の義務と宣誓

1989年8月1日、長く由緒ある大陪審の歴史に沿って、裁判所は特別大陪審89-2に対して大陪審説示を行い、とりわけ、厳粛な義務と責任に関して以下の通り述べた。

……諸君ら各陪審員は、誰かしらが、大陪審手続に関するあらゆる情報を得ることを目的として、若しくは、陪審員に何かしらの目的で影響を与えることを意図して接触してきた場合には、それが誰であっても、如何なる体裁を装ったものであっても、そのことを裁判所に対して報告しなければならない。……

諸君らは、公平なる判断を自由に下すことができるのであり、これらは、国民から批判されるからと躊躇したり、判断へ影響を及ぼしてはならない。諸君ら大陪審員は、無辜を保護すると同時に真の犯罪者を告発する役割を担っているのであり、いずれの観点においても法の十全性を支えるのである。……諸君らの行う手続は密行的に行われるのであり、当該裁判所が、司法の利益のために手続きやその一部を公開すべきと判断するまでは、恒久的にそれを保持せねばならない。……

証人の証言が公開されれば、証人は威迫や報

復を受けかねず、公判前であれば買収されてしまう可能性もある。更に、密行性の要件は、捜査の対象とされたものの、大陪審の捜査により疑いが晴れた無辜をも保護する。……ゆえに、大陪審がその者が犯罪を行ったか否かを検討してきたことが明らかになると、結果的にはその捜査対象者が大陪審起訴されないとしても、その者の評判や名声には多大なる損害が生じ、不公正な影響が及んでしまう。その捜査対象者は公判手続を経ないのであるから、そのことが万一不運にも世に知れてしまったとしても、自身の名誉を回復する機会はない。……

諸君らは、家族や友人、マスコミ関係者、その他大陪審評議室での出来事に関心を持った者らにその内容を明かさないようにし、大陪審手続の密行性を保つよう注意せねばならない。大陪審員は、大陪審評議室においてのみ、また、自分たちの間のみにてしか議論できない。……諸君ら大陪審の評議の内容、及び、誰がいつに投票したのかに関しては、検察官にすら明かしてはならない。

陪審の役務 (jury service) は、市民としての義務を遂行することである。諸君らは、既に大陪審員として包括的宣誓を行った。これは、歴史に根差したものであり、何千もの諸君らの先人が過去に同じ宣誓を行ってきたのである。先人らが宣誓を遵守してきたからこそ、今日の司法制度と正義の感覚を保持してきたのである。諸君らもこの努力の連鎖に加わるのであり、心を強く、職務に忠実でなければならない。

特別大陪審89-2は、大陪審の密行性に関する法についての説示も受け、その法律である連邦刑事訴訟規則6条の謄本を受け取った。同規則6条は、大陪審に対して、例外を除いては、自身らの審議内容・出来事を公開することを禁じ、それと知って連邦刑事訴訟規則に違反すれば裁判所侮辱罪で処罰される可能性があることを規定していた。ま

た、同規則では、(1) 裁判手続に先立って、若しくは、裁判手続に関連して裁判所が開示を命じた場合、(2) 被告人の申請を受け、裁判所がそれを許容した場合、(3) 連邦検察官が別の連邦大陪審に開示する場合、(4) 連邦検察官の要請を受けて、法執行を目的として州や地方の官憲に開示することを裁判所が許容した場合を除いては、大陪審の審議内容・出来事の開示はできないことも記されている。

特別大陪審への説示に先立って、同大陪審の陪審員は厳格な守秘義務と公正さについての宣誓を行った。宣誓内容は次の通りである。

諸君らは、当該大陪審のメンバーとして、証拠を入手すべき、また入手することのできる当該地区内において発生したあらゆる犯罪 (public offense)、若しくは、当該地区内で公判に付すべき犯罪について、諸君らは熱心に調査を行い、正当な presentment を行うことを厳粛に誓うものである。

諸君らは、自身らや同じ大陪審員の考え、合衆国の見解についてはそれを明かさずことはせず、正当な司法手続における要請がない限り、諸君らを取り調べた証人の証言や自身を含めた大陪審員が述べた事柄、また、何らかの投票を行った場合に、自身や他の陪審員が如何なる投票をしたのかについて公開しない。

諸君らは、他者に対して、悪意や憎悪、敵意から告発 (presentment) したり、若しくは、恐怖心や情実、好意、何らかの見返り、約束やそれによって得られる利益から告発 (presentment) しないなどといったこともしない。諸君らの行う presentment や indictment においては、諸君らの最高のスキルと理解に従った嘘偽りのない真実を告発 (present) するものである。神に誓います (か?)。

そこで行われた大陪審員の宣誓は非常に重要な

ものである。宣誓を行えば、大陪審が検察官や裁判所に同意できない場合ですら、宣誓に反する例外は認められなくなるという極めて神聖な約束事である。事実、当裁判所は、特別大陪審89-2に対して、「大陪審として、合衆国議会が制定した刑事法が賢明か否かを意識するべきではない……我が国合衆国では、統治を行うのは人ではなく法なのである」との大陪審説示を行っている。

各個人が密行性についての宣誓を行えば、如何に正当な理由があろうとも、宣誓は有効なのである。その宣誓は、我らが合衆国の社会における司法制度の基本的な土台であり、検察官や裁判官、証人、弁護士、小陪審員、そして、大陪審員がそのような宣誓を行うからこそ、それら司法制度が機能するのである。宣誓に拘束力が認められなければ、社会が瓦解してしまうことは明らかである。1166年以來の機関たる大陪審制度の十全性は、沈黙し公正に取り組むという宣誓を誠実に遂行することにある。告発を行って宣誓に違反すれば、(本来宣誓することにより)具体的にされているはずの安定性が見せかけに過ぎないことを意味する。あまりにも残念なことだが、宣誓に反して告発がされれば、裁判所の判断から抜け落ちることになり、私的社会的論争に晒されてしまうことは避けられない。裁判所は、デュープロセスにより指針の示されていない秘密裏の判断を公表することから個人のプライバシーを保護する唯一の手段である。州の権限により、正当性を持ってそこでの非公開の情報を開示したり、覆い隠したりすることが可能な市民の捜査団体が創設された場合に、そのような行動(公表・秘匿)を規制しなければならないのも州の権限である。合衆国議会は、これらの原理へ同意したことを法に具現化したのであり、構造化された社会で、個人ではなく、法の統治下において生きることを認めているのが、まさにそのような法なのである。

宣誓違反に関して弁解の余地や司法的判断を仰ぐことを許容すると、将来の大陪審に、確立され

た法や手続からの逸脱や無視、大陪審の密行性に故意に違反することを許容することになる。ゆえに、如何に崇高な目的があったとしても、超法規的な情報の開示と大陪審の密行性違反に関して裁判にて争う適格など認められない。

Ⅲ. 特別大陪審89-2の置かれた特殊な状況

当法廷は、当初、大陪審員ではない者が Rocky Flats に関する公式の特別大陪審報告書(1月の文書)を入手したことは明らかであると述べた。その文書は1992年1月24日付となっており、1992年10月に世に広められた。その文書の見出しは次の通りである。

Colorado Federal District Court
Report of the Special Grand Jury 89-2
January 24, 1992
CONFIDENTIAL DOCUMENT
- NOT FOR PUBLIC DISCLOSURE.

この文書には、Rocky Flatsに関連する事柄、及び、特別大陪審の陪審員による見解と提言の抜粋が含まれている。当該裁判所は、特別大陪審から1月の文書を受理していなかったにも拘わらず、その文書は真正のものであるとされ、当該手続における申請人の要請の根拠となっている。一方、特別大陪審が当裁判所に正式に提出した報告書は、実際には公知のものとはなっていなかった。

仮にこの1月の文書が大陪審員らに起因(originate from)するものであれば、それは法に違反したということになる。仮に当該裁判所の保管下(possession)にあった場合でも、公的記録たる裁判所文書(court document)であるために、開示することの正当性は絶対がない。必ずしも大陪審員でなく、一般市民の誰かしらに起因する可能性もあるが、一般市民の私的な手紙に法が適用され得ないことは疑いようがない。

当裁判所は、大陪審報告書を公開するために如何なる提出方法を採用すべきかの要件を特別大陪審に対して詳細に説明していた。Rocky Flatsの業務について知る権利のあるコミュニティに対して、

特別大陪審にはそれらを知らせる固有の機会があった。それに伴い、当裁判所は、特別大陪審が、受理を可能とするような報告書や、当該裁判所が良心に従って公開することのできる報告書を作成することが可能であった点を明らかにしなければならない。特別大陪審が、自身らの招集された目的を達成していないことを当裁判所が傍観していたのは遺憾である。特別大陪審は、公開するための法的要件を充たしていない報告書を提出してしまったのである。また、大陪審の陪審員が、大陪審の審議内容・出来事についての見解を公の場で述べ、裁判所の審査を経ずに告発文書を開示してしまったことも明白である。

IV. 法律上の大陪審報告書

法律上、大陪審での審議内容・出来事は守秘の対象である。だが、開示に必要な要件が厳格に定められていれば、特別大陪審による大陪審報告書を裁判所に提出すること、さらには、社会に対して公表することが可能である。特別大陪審の報告書を公開するか否かの裁判所の裁量は、注釈付合衆国法律集タイトル18の3333条、及び、連邦刑事訴訟規則6条に関連するコモンロー上の原理により規律される。

A. 裁判所への提出

特別大陪審89-2は、§ 3333 (a) の基準を満たした大陪審報告書であれば主宰裁判所に提出できることを告知されていた。しかし、§ 3333 (a) には、特別大陪審89-2の大陪審報告書を提出する根拠を見出すことはできないと思われる。§ 3333 (a) は次の通り規定している。

(a) district courtにより選任された特別大陪審は、過半数の同意があれば、本来の任期又は延長された任期の終了時に、次に規定する事柄に関する報告書を裁判所に提出することができる。

① 離職や懲罰の勧告の根拠として、組織犯罪活動に関連する部署における、任命を受けた公務員や公的機関の従事者による犯罪ではない規範逸脱行為（不正行為）、失当行為、

② 担当地区内の組織犯罪に関連する事柄

この§ 3333 (a) が、大陪審報告書を提出する大陪審の権限に制限を設けていることは明白であり、本件の大陪審報告書はいずれの規定にも該当していない。第一に、当該大陪審報告書は、実際には、何らかの集団犯罪活動について詳細を記していたわけではなく、それとは反対の内容たる申請人の主張自体失当である。第二に、当該大陪審報告書は、必然的に、「解雇や懲罰を勧告するための根拠」として資する主張ではない。ゆえに、当該大陪審報告書は、適切な裁判所への提出基準を満たしてはいない。

B. 社会への公表

公務員の不正行為が刑法違反たることを証明するには至らなくとも、大陪審報告書を公表する権限により、特別大陪審は国民の信頼を損なう行為を世に公表することができる。当裁判所は、大陪審報告書の重要な目的に鑑みた上で、仮に当該大陪審報告書が提出基準を充たしていた場合でも、公的記録としての開示ができなかったと結論付ける。特別大陪審に対しては、注釈付合衆国法律集タイトル18の§ 3333 (b) に該当する場合に限り、裁判所が特別大陪審の報告書を世に公開ことができると説示されていた。§ 3333 (b) は次の通りである。

(b) 上記大陪審報告書の受理にあたる裁判所は、その特別大陪審の報告書及び議事録を検討し、……その裁判所により大陪審報告書が本条(a)項の規定、及び、次の点を満たしていると判断された場合にのみ、当該報告書を公的記録として受理し保管する命令を発することとする。

① 当該報告書が、3332条(a)に定められた捜査の過程において明らかになった事実に基づき、証拠の優越の程度に支えられている場合、及び、

② 特定の人物に対する批判ではない場合
当裁判所による1992年9月25日付の命令において述べた通り、当該大陪審報告書は、特別大陪審

の捜査の過程において明らかになった事実の一部しか基づいておらず、その報告書で導き出された結論が証拠の優越により支えられていないことから、適切な開示の対象とすることはできない。その上、当該報告書は、その者の地位により特定が安易な人物を激しく批判するものであるから、かかる理由そのみで § 3333 (b) の基準を充たしていないと言わざるを得ない。大陪審報告書が § 3333 (b) に該当しない場合、同法により、裁判所は、「その報告書を非公開にし、公的記録として保管してはならない」と規定されている。ゆえに、当裁判所は、当該大陪審報告書を社会に公表する根拠が同法にはないものと結論付ける。

申請人は、当該特別大陪審の各種資料を公開する根拠をコモンロー上にも見いだせると主張する。大陪審報告書の発付に関する法律上の処理は法律それ自体で終了するのか否か、また、同様の処理をするためにコモンロー上の原理の適用が適切であったか否かという点には、未だ議論の余地がある。しかし、コモンロー上の原理に依ったところで当該大陪審報告書を社会に公表するとの結論には至らないため、かかる議論には言及しない。

V. コモンロー上の大陪審 report

A. indictment, presentment, reports

本件申請人らは、indictment, presentment, reportを含む、様々な名称の大陪審の書類の開示を要求した。コモンローの観点から分析するにあたり、申請人らが要求するすべての文書は、indictmentでも presentmentでもなく、せいぜい reportであることを指摘する。たとえば、indictmentは、刑事手続の全過程を開始させるものである。つまり、令状の送達、検挙と逮捕、訴追や召喚、罪状認否や勾留、そして、合理的疑い (reasonable doubt) を超える程度の証明をする義務のある刑事公判などの手続きが開始される。大陪審は、検察官の同意や参加がなくとも捜査を行うことができるものの、U.S. Attorneyの署名と承認なくしては、indictmentを回付することもでき

ず、有効な訴追を開始することもできない。さらに、indictmentに署名をする／しないとの検察官の判断は、裁判所が強制することもできないし、審査することもできない。特別大陪審89-2は、自身らの提起した indictmentにはU.S. Attorneyの署名がなく、法により無効となることを認識していたことは明白である。

当裁判所は、署名のない文書に indictmentとしての効力を持たせる手段、かかる文書を開示する手段が別に設けられているとの申請人の主張を検討したが、請求申請を却下する。第一に、申請人は、連邦刑事訴訟規則7条(c)により「(indictment)には、連邦検察官が署名するものとする (shall)」と規定していることから、実際には連邦刑事訴訟規則によりU.S. Attorneyの署名が義務付けられていると主張する。とはいえ、検察官に indictmentへの署名を命ずる「強制的な」文言とするには程遠く、単に、大陪審の文書を indictmentにし、公開するためには、連邦検察官による署名が必要であるというだけのものである。もしそうでなければ、行政機関の訴追裁量は損なわれ、連邦刑事訴訟規則6条、及び、注釈付合衆国法律集タイトル18の3333条に具現化されている保護は損なわれてしまう。歴史的にみても、裁判所や大陪審が検察官の不起訴判断を無効にはできない。大陪審は、検察官の訴追権限を抑制してきたのであり、代わりを担ってきたのではない。

第二に、申請人は、連邦刑事訴訟規則6条により、indictmentは公開の法廷で回付されなければならないと主張する。indictmentが公開の法廷で回付されなければならないか否かは、それが indictmentか否かという問題から始まるが、本件では、特別大陪審89-2及び連邦検察官両者の署名がなされた indictmentは存在していない。

最後に、申請人は、特別大陪審が作成したいわゆる indictmentを、政府と indictmentにおいて特定された個人両者からの答弁 (response) とともに裁判所が開示すべきと主張するが、当裁判所は、

法律（制定法）及びコモンロー上一貫して述べられてきた理由により、これを退ける。検察官の署名のない indictment で名指しされた個人に、かかる indictment について公への答弁（response）を義務付けると、法律により正当性の認められてきた手続きではなくなってしまう。当法廷は、単に正当性のない情報の開示に応えるため、とりわけデュープロセスを脅かす場合には、既存の法に特別な手続きを追加することなどはできない。Indictment と比較すると、presentment は「大陪審自身が開始した起訴」であり、事実上は indictment を作成せよとの指示（instruction）である。大陪審は、歴史上、「indictment に記載することのできない（unaccompanied）公衆の関心事に関して」presentment を行う権利を有してきた。とはいえ、presentment は合衆国憲法第五修正に規定されているものの、連邦制度上 presentment の利用は今ではもはや廃れてしまったと考えられており、もはや presentment は告発を行うための文書（charging document）には含まれない。presentment は、訴追を行わずに公務員の不正行為を暴露する手段として疎んじられるようになってしまったが、それは、一部には次の理由によるものである。

すなわち、presentment は、卑劣な襲撃（a foul blow）なのである。presentment は、裁判文書（judicial document）と同等の重要性を勝ち得ているが、答弁する権利や上訴する権利という主要な性質を欠いている。presentment は告発をするが、否定するための法廷の場は設けられない。そこに記されている事実が、如何なる証拠に基づくものなのかは誰も知ることができない。indictment に対しては、異議を申し立てることもでき、その結果 indictment が無効になることさえある。presentment は異議申し立てを受けないものである。まるでひき逃げする運転手（hit and run motorist）である。presentment を排除するための申請がなされるより先に、社会での噂的になっ

てしまう。そうすると損害が発生してしまう。不当に負わされ得る損害は、救済されない可能性もある。

“presentment” と分類される大陪審の文書は、厳密に言えば、もはや presentment ではなく、report である。report は、卑劣な襲撃を和らげることを目的とした基準により規律されている点において presentment と異なるのであって、かかる基準を満たさない文書を大陪審が発することはできない。言うまでもなく、特別大陪審の report が一定の基準に基づかなければならないとしたら、presentment も同様にかかる基準に基づかなければならない。したがって、当裁判所は、いわゆる indictment といわゆる presentment の両者を、コモンロー上の report の慣習に従って検討する。

B. 特別大陪審の諸権限

通常の大陪審と異なる特別大陪審は、検察官と協力して indictment を行うための捜査権限と report を発する権限を有する。連邦検察官が indictment するには証拠が不十分であると判断した場合、特別大陪審は法律に則り report を作成・発付するか、沈黙するしかない。特別大陪審の report 発付先は裁判所のみに限定され、裁判所は適切な権限に基づき適切に構成された report のみ公表することができる。

大陪審は、indictment を回付することなく個人を犯罪行為で告発することはできない。「indictment されていない者を indictment されている者として扱えば、大陪審は、捜査は行われたものの公判には付されなかった者たちを保護する義務に反する。」通常であれば公知の被告人を根拠のない不当な偏見に満ちた情報から保護する証拠規則に拘束されるところ、大陪審にはこの適用はないことから、被告人を保護する必要性はより一層強いものとなる。大陪審は、あらゆる噂、内部情報、伝聞情報、抽象的な皮肉（innuendo）などを、反対尋問を経ることなく取り調べることができ、対象者が犯罪行為を行っていないことを示す証拠

の取り調べも義務付けられておらず、憲法に違反して入手された証拠すら取り調べることができる。そして、このような大陪審の審査方法それ自体は審査され得ない。

したがって、indictmentを行うという大陪審の強大な権限には、根拠のない刑事訴追から市民を保護する責任が伴うのであり、これは、公表されたものの、反証することのできない起訴によりもたらされる永久的な烙印(stigma)に対しても同様のことが言える。『権威ある法廷の場で答弁することのできないような、準公式的な不正行為の告発に人民を晒すべきではない。』大陪審が公的に、かつ答弁の機会を与えずに非難を行うということは、大陪審の存在意義を損なうということである。大陪審の非常に大きな権限を抑制する唯一の手段が、連邦刑事訴訟規則6条、及び、大陪審に関する法理論・法実務の命による大陪審の密行性である。

C. 大陪審の密行性

歴史上、大陪審制度が機能を適切に担うか否かは、大陪審手続の密行性に左右されてきた。大陪審の密行性は、合衆国それ自体よりも歴史が古い。17世紀以降、大陪審手続は非公開で行われ、手続きに関する文書も世間の目に触れてこなかった。大陪審の密行性の原則は、我らが連邦のコモンローにも取り込まれ、連邦の刑事司法制度上不可欠なものとなっている。同規則6条(e)は、大陪審の活動が秘密裏に行われなければならないとする原則を規定化したものである。密行性の原則は、『犯罪者の追求と同じように、無辜の保護にとっても重要である。』

合衆国最高裁判所は、大陪審の密行性の根拠を次の通り確認している。すなわち、大陪審起訴される可能性のある者の逃亡防止、評決の際に大陪審の自由を最大限に保障すること、大陪審起訴の対象者本人やその知人による不起訴処分の要求の防止、大陪審での審議や後の公判で証言する可能性のある者の偽証教唆や買収の防止、犯罪に関す

る情報を有した者の自由な情報開示の促進、無辜や嫌疑の晴れた者らが、捜査の対象になっていた事実を公開されることから保護したり、有罪になる蓋然性もないのに公判に付されることから保護することである。特別大陪審89-2はこれらの原理を告知されていた。

大陪審に密行性が要求される理由を本件に当てはめてみると、特別大陪審89-2の業務は終了しており、これらの理由の大部分が無関係である。不正行為で告発された無辜の者の保護の点には完全に該当しており、大陪審の文書を開示することに先例が否定的である点において懸念が残るところである。残りの理由付けは、大陪審が解散してしまった場合には、その理論構成はほとんど関係なくなるものの、密行性のベールに覆われない状態でも、将来の大陪審手続の関連者を萎縮させるという効果は、大陪審が解散しても同様である。証人になる可能性のある者が、自身の供述が公表される可能性があることを認識していれば、その者が証言を申し出ることは少なく、もし出廷している場合でも、率直に証言しないであろう。大陪審らの見解や告発したことが開示され、それにより社会から軽蔑を受け、起訴された者が不満を抱き、その者から嫌がらせや身体への危険を受けることになってしまうとわかれば、必ずや将来の大陪審の審理が阻害されるであろう。

裁判所は、特定の大陪審への直近の影響のみならず、将来の大陪審の機能に対する潜在的な影響をも考慮しなければならない。証言するために招集された者は、自身の証言がいつか外部の第三者に開示されうるとの可能性を検討することになる。将来の報復や社会的に烙印を押されることへの懸念は、大陪審の職務の遂行に際して名乗りを上げ、尽力してくれるであろう者にとっては、非常に強い抑止力として作用しかねない。証人が捜査を受けている会社の従業員である場合、率直かつ詳細に証言した場合の将来の結果への懸念は、高まることになる。ゆえに、単に大陪審がその活動を終

えたからといって、大陪審の密行性への関心は、減少するとはいえ、除去されてしまうわけではない。

かかる理由により、裁判所は、あらゆる個人的問題にも増して重要な機関を損ねる恐れのある、法的に許容されない大陪審の密行性違反を許容することはできない。大陪審は他と無関係に活動するのではない。不完全な手続きでは、大陪審制度を台無しにしてしまうような先例ができてしまう。大陪審員が身勝手なルールに従って手続きを進めることを認めてしまうと、時間をかけて構造化された手続に混乱が生ずることになる。

D. 公開の基準：コモンロー及びこれを成文化したもの

たとえ密行性の例外を広く解釈しようとも、特別大陪審により提出された report を世に公表する権限を有するのは、唯一 report を受理した裁判所だけである。連邦刑事訴訟規則 6 条(e) (3) (C) (i) のもとでは、合衆国最高裁判所は、裁判手続前の手続き、若しくは、裁判官が関与する手続の関係で、大陪審の面前で起きた出来事のみを開示することができる。さらに、開示を要求する当事者は、それとは別の裁判手続において、大陪審の資料を『個別具体的に必要とする』ことを強く証明しなければならない。とはいえ、当該新聞社及び KUSA-TV は、彼らが大陪審の捜査にも、また、もしかしたら捜査に起因するかもしれない裁判手続にも関係性がないことを認めており、したがって、申請人の申立は、裁判官関与手続の準備手続き、裁判官関与手続とも如何なる関係性をも有していない。加えて、申請人は、個別具体的な必要性を全くもって証明していなかった。

とはいえ、連邦刑事訴訟規則 6 条(e) のもとで report の発付が正当化されるか否かに拘わらず、連邦刑事訴訟規則は、裁判所の report を発付する権限と同等の根源であるコモンローに沿って検討を加えなければならない。report を公に開示するか否かの裁判所の判断は、一般的には、コモンロ

一上の数多くの要素の均衡を取ることで規律される。いくつかの裁判所が以下の要因を挙げている。

- ① report は、一般的なコミュニティの状況を書き記したもののか否か、または、識別可能な個人について言及したもののか否か
- ② その個人が言及されているのは公的な立場と私的な立場のいずれにおいてか
- ③ report で言及されている公的利益は、名指しされた人物の被害との釣り合いが取れたものか
- ④ 救済策を利用できるか、また、その有効性はどうか
- ⑤ 記された行為は、indictment で起訴することができるか否か

本件の大陪審報告書は、公的な立場にある識別可能な個人について言及したものである。大陪審報告書が開示された場合に身元を特定された人物が利用できる救済策はなく、大陪審報告書で言及された行為を indictment で起訴することもできない。これらの要因からは非公開にすべきである。とはいえ、分析するにあたって肝心なのは第 3 の要因であり、大陪審報告書で名指しされた全個人の被害と開示する公的利益との衡量である。シダー・ラピッツは、法的に不適切な大陪審報告書を除いては一切何らの告発もされていなかったその人物に害を与えないようにする点を主たる検討事項とし、大陪審報告書が開示されれば、有効な救済策もなく、身元を特定された人物に深刻な害を与えるであろうから、報告書で言及された個人の名前を編集し開示しない利益が個人の身元を知る公的利益を上回ると判示した。当裁判所も、個人に与える害と公的な利益の衡量という要因の重要性を強調する。要となる検討事項は、法的に不適切な大陪審報告書を除いては一切告発されていなかった、名指しされた人物に害を与えないようにするという点なので、大陪審報告書において名指しされた人物への害を与える可能性が大いにあることで、裁判所は開示を不可とすることに納得

した。

大陪審報告書を開示するにあたっての説得力のある基準が、上とは別に、In re Report & Recommendation of June 5において、コロンビア地区のDistrict Courtが説得力を有した大陪審報告書の開示基準を示した。District Courtは、告発するとの結論には至っていないこと、答弁を行うための公式の法廷の場をなく奪していないこと、indictmentのかわりになっていないこと、政府の他機関の特権を侵害しない、道義的・社会的判断をしているものでなければ、発付することができるとした。本件特別大陪審のreportはこれらの基準を充たしていない。本件報告書は、身分から直ちに識別可能な個人を告発しており、噂や憶測の内容を取り扱い、批判し、社会的・法的な議論をし、とりわけ、環境犯罪を捜査するとの特別大陪審の職務とは関係のない政治的社会的問題を多く取り扱っている。

ゆえに、当裁判所の結論は次の通りである。特別大陪審は、当該裁判所に対して適切な大陪審報告書であれば提出する権限を有しているものの、提出することを選択した当該報告書は、法制度上の無辜の保護に従事するものではなく、公への開示を正当化するために為した説明は支持しかねるものであり、その発付の必要性を満たしたとはいえない。

以上のことから、(2) 本件特別大陪審の大陪審報告書とindictmentと称する文書、presentmentと称する文書の開示を請求する申請人の申立てを却下する⁵⁹⁾。

VI 考 察

以下では、上記Rocky Flats事件の分析も含め、大陪審の告発機能について考察を加えてゆく。

Rocky Flatsは、大陪審の提出した複数の文書の開示請求が第三者によりなされた訴訟であり、したがって、これらの各種文書が開示のための法的基準を充たしているか否かというのが、本来の直

接の争点となる。しかしながら、とりわけ本稿の関心に沿った場合、本件は、開示基準の充足の有無のみならず、より一層着目すべき問題を孕んでいるとみるべきである。すなわち、真に検討すべきは、本件特別大陪審が提出した各種文書の正式名称とその位置づけである。本稿では、主にこの点から分析を加えることとする。

Rocky Flatsの特別大陪審が裁判所に提出したのは、大別して、①検察官の署名のないindictment、②presentment、③検察官の事件の取り扱いを非難する報告書⁶⁰⁾である。

①indictmentについては、正式名称も位置づけにも争いはないと思われるが、本稿の趣旨、及び、presentmentとreportとの比較のため検討を加えることとする。

本件indictmentには検察官の署名がなく、上述した連邦刑事訴訟規則7条(c)の要件を充たしていない。申請人は、同条により、検察官には大陪審のindictmentに署名すべき義務があると解している。しかしながら、裁判所は、起訴しないとの検察官の判断に対して大陪審が影響を及ぼすことはないことなどを根拠に、公開のために単に署名が必要たることを示したものと判示した。

この点、二重の機能独立説に立てば、indictmentは犯罪を告発する剣の機能を主として担うものではない⁶¹⁾。ゆえに通常のindictmentであれば、検察官が提起(present)してくる事案の訴追の正否を正當に判断するという盾の機能さえ果たせばよいのである。このような性質を帯びたindictmentは、検察官が事案を提起したことより手続きが始まるのであるから、当然その開始者たる検察官の署名が記載されているべきものであろう。そうすると、7条(c)は検察官に署名を義務づけるものではなく、単に正式なindictmentには検察官の署名があつてしかるべきことを示したに過ぎないように思われる。

そして、署名がないという事実は、検察官の事案の提起を経ておらず(実際に本件では検察官に

よる事案の提起はなされていない), 本来の indictment という手続の流れから逸脱したことを示している。それだけではなく, 本件特別大陪審がしたように, 本来盾として使用するはずの indictment により訴追するという剣の機能, すなわち, 告発機能を実行しようとしたことも含めて, 裁判所は, 大陪審が indictment と称して提出した文書は, 「indictment ではなく, せいぜい report である」と述べたのだと解することができよう。

② presentment と③ report に関して, 裁判所は, presentment が単に indictment 作成を要求するものであること, 加えて, 通常訴追に付随する被告人の各種権利も救済策もない「卑劣な襲撃」であるがゆえに, 連邦制度上で廃止状態にあるという現状を明言し, presentment は厳密には report であるとした。これは, まさに前節④検討の項にて述べた presentment と report が, 昔は同一のものとして扱われたとの理解にたつものということ述べていると思われる。そして, 大陪審自身の告発権限は, presentment の無き今, もはや presentment report すらもなく, 今でいうところの grand jury report (大陪審報告書) にのみ集約されるのである。

次いで, 大陪審報告書の意義である。コミュニティの改善を目的としていた presentment report は, 大陪審報告書 (grand jury report) と名をかえ, 現在においても存続しているとみることができる。これは, ひとえに, presentment report の意義が, コミュニティの改善を目的とした上での, 王家や政府の役人らの行政, 不正な行為に対する批判を為すことにあったからからといえよう。このような歴史的経緯を鑑みると, 大陪審報告書に関する U.S.C.A. § 3333 において, 報告書で取り扱うことのできる事柄が公務員の不正行為に限定されていることにも納得がいくように思われる。

最後に, 二重の機能について述べることにする。二重の機能独立説を前提とすると, presentment が失われた現在, 大陪審は二重の機能を失ったとす

る第一の理解と, 又は, presentment (presentment report) の流れをひく大陪審報告書で公務員の犯罪には至らない不正行為等を世に告発するという告発機能が残っているため, 一応のところは, 未だ二重の機能が残っているとする第二の理解があり得ることを述べた。この第二の理解に立つ場合, 「犯罪を訴追する」presentment と「不正行為等を世に告発する」大陪審報告書の機能では, 同じ「告発」とはいえ, その取扱対象の範囲と質に大きく差が生ずると思われる。ましてや, Rocky Flats の判示で確認された通り, 現代の大陪審報告書は公開のために多くの要件を充たさなければならない。その上, かかる権限を有するのは特別大陪審のみである。これらを踏まえると, 大陪審の「剣」としての機能は, たとえ失われていないと解したところで, 以前ほど大きなものではないことも事実である。つまるところ, 組織犯罪活動に関する事柄についての「剣」を除けば, 現在の大陪審は, 不当な訴追から市民を保護するという「盾」としての機能のみを担うものと結論付けることができよう。

Ⅶ おわりに

本稿で見てきたように, 連邦の大陪審は, 剣としての機能を失った, 若しくは, 一部を除いては盾のみの機能しか果たしていないとの結論に至った。ましてや, その盾の機能すら, 実のところは十分に果たし切れていない現状を指摘する声も少なくはない⁶²⁾。そうすると, 大陪審は, 長年誇ってきた二重の機能の大部分をもはや担い切れていないと評価されることになるだろう。確かに, かかる現状の一方で, Rocky Flats 事件からもみてとれるように, 伝統ある大陪審の強大な捜査権限と大陪審報告書を発する権限は保持しているのであるから, 大陪審制度は組織犯罪対策に有効であると評価されることになるであろう。とはいえ, これは, もはや訴追段階の国民参加や訴追裁量の抑止策という本来の概念とは異なる方向への発展であると

思われ、我が国の検察審査会の概念ともより一層かけ離れたものであるといえよう。この点、ますます、日米の比較は困難となったといえよう。

しかしながら、同じく Rocky Flats の事件から、検察官が起訴しない（できない）としたものを市民が起訴する（しようとした）という構図が見て取れ、この点はまさに日本の検察審査会制度との類似性を見出すことができる。つまりは、強制起訴権限を有した現在の検察審査会との関係でとりわけ着目すべきは大陪審の presentment ということができ、日米の両制度を直接的に比較できる可能性も見えてきたのである。presentment の無き今、本件類似事例の集積が以後も多数生ずる可能性はゼロに近く、過去の presentment に限られることに起因する研究資料の少なさにこそ懸念は残るものの、かかる研究指針を明確に示すことができたことを本研究の成果としてここに挙げることにする。

- 1) 拙稿「連邦大陪審の二重の機能に関する一考察—大陪審説示と関連付けて—」中央大学大学院研究年報（法学研究科篇）44号（2015年）、241頁。
- 2) *United States v. Williams*, 504 U.S. 36, 51 (1992) (noting the grand jury's "twin historical responsibilities, i.e., bringing to trial those who may be justly accused and shielding the innocent from unfounded accusation and prosecution.").
- 3) *United States v. Cox*, 342 F.2d 167, 186 FN1 (5th Cir. 1965) (Wisdom, J., concurring).
- 4) かかる二重の機能を否定した裁判例は見当たらないため、これを示すことは困難であるが、かかる機能を肯定した近時の注目に値する裁判例としては、例えば、*United States v. Williams*, supra note 2, *Branzburg v. Hayes*, 408 U.S. 665 (1972) などが挙げられる。
- 5) "No person shall be held to answer for a capital, or otherwise infamous crime, unless on a presentment or indictment of grand jury..." (一部省略。)
- 6) indictment についての詳細は以下を参照。Sara Sun Beale, William C. Bryson, James E. Felman, Michael J. Elston, *Grand Jury Law and Practice* (2d ed.), §1.8;

Yale A. Kamisar, Wayne R. LaFave, Jerold H. Israel, Nancy J. King, *MODERN CRIMINAL PROCEDURE CASES, COMMENTS AND QUESTIONS* (11th ed.), at 914-916, etc.

- 7) Richard H. Kuh, Grand Jury "Presentment": Foul Blow or Fair Play?, 55 Colum Law Review 1103, at 1103 FN1.
- 8) Beale et al, supra note 6.
- 9) Renee B. Lettow, *Reviving Federal Grand Jury Presentments*, 103 Yale Law Journal 1333, at 1334.
- 10) 4 William Blackstone, *Commentaries on the laws on England* (1966), at 298; Kuh, supra note 7, at 1103 FN1.
- 11) Blackstone, Id.
- 12) J. Hadley Edgar, Jr., *THE PRIORITY OF THE GRAND JURY REPORT*, 34 Tex. L. Rev. 746, at 746.
- 13) ただし、州レベルにおいては、今現在 indictment と presentment の両者を用いる実務を採用している州もある。Beale et al, supra note 6, §1.8, FN5.
- 14) Wayne R. LaFave, Jerold H. Israel, Nancy J. King, *PRINCIPLES OF CRIMINAL PROCEDURE: POST-INVESTIGATION*, at 236 (2004).
- 15) Wayne R. LaFave, Jerold H. Israel, Nancy J. King, *CRIMINAL PROCEDURE* (3d ed.), §15.1(d).
- 16) WHEN USED. "Felony. An offense (other than criminal contempt) must be prosecuted by indictment if punishable: (A) by death; or (B) by imprisonment for more than one year." (下線部は筆者が加筆。)
- 17) NATURE AND CONTENTS. (1) In General. "The indictment or information must be a plain, concise, and definite written statement of the essential facts constituting the offense charged and must be signed by an attorney for the government." (下線部は筆者が加筆。)
- 18) LaFave et al, supra note 14, at 236-237.
- 19) Advisory committee's accompanying Fed R Crim P 7 (stating that presentments are "obsolete", and no longer recognized in the federal courts).
- 20) Lettow, supra note 9, at 1338-1339. なお、当文献からは、presentment には、上述した以外にも、政府への苦情を提することもその目的に含まれているとされている。(この点、これまでになしてきた presentment の説明にそぐわないとの指摘を受けか

ねないが、これが誤解であることは後述する.)

- 21) 2 The DOCUMENTARY HISTORY OF THE SUPREME COURT OF THE UNITED STATES, 1789-1800 (Maeva Marcus ed., 1988), at 41 FN20.
- 22) 30 F. Cas. 980, 980 (C.C.D. W. Va. 1868) (No. 18, 248).
- 23) これより以前の presentment が栄えた歴史、及び、19世紀に大陪審が受けた批判等は、Lettow, supra note 9, at 1340 を参照.
- 24) 30 F. Cas. 992 (C.C.D. Cal. 1872) (No. 18,255).
- 25) 157 U.S. 160, 163 (1895).
- 26) 201 U.S. 43, 59-63 (1906).
- 27) なお、この後に続けて Blackstone を引用している。本稿では、II 2. presentment の項目において述べたので、ここでは省略する。
- 28) LaFave et al, supra note 15, §8.3(h); §2.1.
- 29) Edgar, Jr., supra note 12, at 746.
- 30) U. S. Code Annotated, title 18 §3333.
- 31) 18 U.S.C.A. §3333(a).
- 32) 18 U.S.C.A. §3333(a)(1).
- 33) なお、不正行為 (malfeasance) とは、してはならない行為をすること、また、失当行為 (misfeasance) とは、合法的な行為を不適切な方法で行うことの意で用いている。
- 34) 18 U.S.C.A. §3333(a)(2).
- 35) Beale et al, supra note 6, §1.8.
- 36) W. Peter Doren, III, *Grand Jury—REPORTS NOT AMOUNTING TO PRESENTMENTS*, 18 Wayne Law Review, 1643, 1645 (1972).
- 37) Beale et al, supra note 6, §1.8, §2.1.
- 38) Id.
- 39) In re Grand jury January 1969, 315 F. Supp. 662, 675 (D. Md. 1970).
- 40) Edgar, Jr., supra note 12, at 746.
- 41) Beale et al, supra note 6, §2.1.
- 42) Sidney and Beatrice Webb, *ENGLISH LOCAL GOVERNMENT VOLUME 1: The Parish and the County*, at 446-456 (1963).
- 43) Id., at 453; 10 HOLDSWORTH, *A HISTORY of ENGLISH LAW*, at 147 (1938).
- 44) The Webb, supra note 42, at 454; HOLDSWORTH, Id., at 148.
- 45) The Webb, Id., at 453.
- 46) Id., at 453.
- 47) Id., at 453-454.
- 48) Id., at 455.
- 49) LaFave et al, supra note 15, §8.2(a).
- 50) Id., §8.2(b).
- 51) Goebel & Naughton, *LAW ENFORCEMENT IN COLONIAL NEW YORK*, 361-363 (1944).
- 52) In re Camden County Grand Jury, 10 N.J. 23, 41-44, 89 A.2d 416, 426-428 (1952).
- 53) P. Scot, *CRIMINAL LAW IN COLONIAL VIRGINIA*, at 70-71 (1930).
- 54) LaFave et al, supra note 15, §8.2(b).
- 55) Doren, supra note 31, at 1644-45.
- 56) LaFave et al, supra note 15, §8.2(a), etc.
- 57) 本図は、各権限の大まかな推移を示すことを目的としており、詳細に至るまでの全てを正確に記したものではないことを断っておく。また、繰り返しになるが、図や概念の前提として二重の機能独立説に立ったものである点についても同様である。
- 58) 813 F.Supp. 1451, 21 Media L. Rep. 1129.
- 59) なお、本件申請人の開示請求には、report, indictment, presentment に加え、これら以外の本件大陪審に関する文書等も含まれており、一部に関しては開示請求が認められている。
- 60) Lettow, supra note 9, at 1349-50.
- 61) 上述脚注 1.
- 62) 詳細は、拙稿「アメリカ合衆国における連邦大陪審について—ふるいわけ機能の有効性に関する議論を中心に—」中央大学大学院研究年報 (法学研究科篇) 43号 (2014年), 209頁.